

特記仕様書

1. 工事概要

1. 工事場所

竜山市安坂山町 地内

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
石水溪バンガロー施設トイレ	木造	平屋建	16.71㎡		

(備考中の特定の施設、一般の施設とは耐震安全性の分類を示す。)

3. 工事種目

(●印の付いたものが対象工事種目)

建物別及び屋外工事種目	工	事	種	別
○ 空気調和設備				
● 換気設備	一式			
○ 排煙設備				
○ 自動制御設備				
● 衛生器具設備	一式			
● 給水設備	一式			
● 排水設備	一式			
○ 給湯設備				
○ 消火設備				
○ ガス設備				
○ ろ過設備				
○ 雨水利用設備				
● 排水処理設備	一式			

4. 指定部分

○ 無 ○ 有 対象部分 (指定部分工期: 令和 年 月 日)

5. 設備概要

(●印のついたものを適用する)

方式及び種別	設備	概要
空調方式 主要熱源機器	○ 空気調和 ○ GHP	○ 単一ダクト方式 ○ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ○ 全空気方式 ○
自動制御方式	○ 電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式	
給水方式	○ 高置タンク方式	● ポンプ直送方式 ○ 水道直結方式 ○ 水道直結増圧方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水	● (合流式 ○ 分流式) ポンプ排水 ○ あり (○汚物 ○ 雑排水 ○ 湧水) ● なし 建物外放流先 (1) 汚水 ● 合弁浄化槽 (2) 雑排水 ● 合弁浄化槽 (3) 排水槽 ○ あり (計画容量 ㎡) ● なし
消火設備の種類	○ 屋内消火栓設備 ○ 泡消火設備 ○ 不活性ガス消火設備	○ スプリングノード設備 ○ 連結散水方式 ○ 連結送水管 ○
ガスの種類	○ 都市ガス (種別 T3A、高位発熱量45.0MJ/m3 (N)、低位発熱量40.0MJ/m3 (N)) ○ LPガス	

※改修の場合は既取概を示す。

II. 工事仕様

1. 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官繕部監修の「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版)」 (以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (令和4年版)」 (以下、「改修標準仕様書」という。) (改修標準仕様書の中でのいう標準仕様書は平成31年度版 (機械設備工事編) とする。) 及び「公共建築設備工事標準準則 (機械設備工事編) 」 (令和4年版) (以下、「標準図」という。)、 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成31年版」、独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」による。

2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様は、 (/) 図、建築工事の工事仕様は (/) 図による。

2. 特記仕様

章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

項目	特記事項
● 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とおりに施工することで将来不具合が発生すると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図面と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
● 提出図書	1) 工事書類 : ・ 施工計画書 ・ 打合記録 ・ 材料搬入報告書 各1部ずつ ・ 工程表 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 機器明細図 ・ 工事日報 ・ 品質確認書類 ・ 工事写真 (データ) 等 2) 工事完成図書: ・ 完成図 (竣工図) ・ 施工図 ・ 機器完成図 (ファイル等2部) ・ 保守に関する説明書 (取扱説明書・保証書) 2部 ・ 機器性能試験成績書 2部 ・ 総合調整測定表 (試験結果・測定結果等) 2部 ・ 官公署届出書類、検査済証 2部 ・ 出来形確認書類 2部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は雲梯工事に係る電子納品マニュアル (デジタル工事写真編、工事完成図書編) に基づき電子納品 (2部) すること。 ※ 工事写真は雲梯工事写真撮影要領 (国土交通省大臣官房官庁官繕部監修 (平成31年版)) に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について (平成29年3月1日付国営第211号)」による。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

● 機器及び材料等

● 官公署等への届出手続

● 品質管理

● 出来形管理

● 製品確認

● 耐震安全性の分類

● 耐震措置

○ 冷暖 (フロン類) の回収

● 発生材の処理等

工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書 (メーカーリスト) 、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届けること。尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用している。メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律 (グリーン購入法) を考慮し、再生素などの環境に優しい (環境物品) の調達に努める。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。

工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が滞滞なく行い、これに要する費用も負担する。
1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・ 本工事 (・ 建築工事・電気設備工事・機械設備工事)
・ 別途工事
2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成 (機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入) を行うこと。

工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。

以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
1) 各種機器据付
・ 耐震強度 (設計標準強度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)
・ 基礎寸法
・ 水平、垂直等
2) 配管・ダクト工事
・ 支持間隔
・ 振れ止め支持間隔
3) 屋外排水工事
○ 排水勾配 ○ 樹の深さ
4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ

発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
●適用する ○適用しない

構造体 (II) 類 建築非構造部材 (A) 類 建築設備 (乙) 類

耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版 (独立行政法人建築研究所監修) による。
1) 機器の据付け及び取付け
設計用水平地震力、機器の質量 (水槽類は満水時の液体重量を含む設備機器総重量) に次
に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。
設計用標準水平地震度

機器種別	○ 特定の施設		● 一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0 1.5	1.5 1.0	1.0
	防振支持の機器	2.0 2.0	2.0 1.5	1.5
中間階 (アリーナ上部)	機器	2.0 1.5	1.5 1.0	1.0
	防振支持の機器	1.5 1.5	1.5 1.0	1.0
地下、1階	機器	1.5 1.0	1.0 0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0 1.0	1.0 0.6	0.6
	機器	1.5 1.0	1.0 0.6	0.6
	防振支持の機器	1.0 1.0	1.0 0.6	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・ 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・ 重要機器は次のものを示す。
○ 給水機器 ()
○ 排水機器 ()
○ 換気機器 ○ 空調機器 ○ 熱源機器 ○ 防災設備
○ 監視制御設備 ○ 危険物貯蔵装置 ○ 火を使用する設備 ○ 避難経路上に設置する機器
2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とする。

○適用する ○適用しない
冷凍機等の搬去に伴う冷暖の回収方法は、改修標準仕様書第3編2・4・3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・ フロン回収行程管理表
・ 特定家庭用機器廃棄物管理表 (家電リサイクル券)
搬去する前にフロンを屋外ユニットに集める作業 (ポンプダウン) を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷暖の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷暖の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

○適用する ○適用しない
冷凍機等の搬去に伴う冷暖の回収方法は、改修標準仕様書第3編2・4・3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・ フロン回収行程管理表
・ 特定家庭用機器廃棄物管理表 (家電リサイクル券)
搬去する前にフロンを屋外ユニットに集める作業 (ポンプダウン) を行うこと。
パッケージ形空調機の移設等により、冷暖の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷暖の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

● 発生材の処理等

● 機器及び材料等

● 官公署等への届出手続

● 品質管理

● 出来形管理

● 製品確認

● 耐震安全性の分類

● 耐震措置

○ 冷暖 (フロン類) の回収

● 発生材の処理等

○ 監督員事務局

○ 施工条件

○ 概成工期

● 仮設工事

○ 足場

● 建築材料等

● 建設副産物

● 三重県産業廃棄物税

● 事故の発生時

● 既設との取合い・養生

○ 総合評価方式

● 市内企業優先使用

● 不当介入を受けた場合の措置

● 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

● 火災保険等

○ 工事目的物の部分引渡し等について

○ 埋蔵文化財調査

○ 設けない ○ 設ける

監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。
1) 施工可能日 ○ 指定なし ○ 指定あり (打合せによる)
2) 施工可能時間帯 ○ 指定なし ○ 指定あり (打合せによる)

建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。
○ 指定なし ○ 指定あり (令和 年 月 日)

構内既存の施設
1) 便所 ○ 利用できる ● 利用できない
2) 工用水 ● 利用できる (有償) ○ 利用できる (無償) ○ 利用できない
3) 工事電力 ● 利用できる (有償) ○ 利用できる (無償) ○ 利用できない
※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。

※ 設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」 (厚生労働省平成21年4月) により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
1) 内部足場 ○ 脚立 ○ 足増板 ○ ()
2) 外部足場 ○ ()
3) 防護シート等による養生 ○ 適用する ○ 適用しない

1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿 (最新版) 及び別記記載の指定資材及び参考見積メーカー又はこれらと同等品以上とする。
品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。
2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱業者から購入するよう努めること。
3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
(認定製品の品名 :)
4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
(認定製品の品名 : 間伐材製工用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板)

請負金額100万円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書 (実施書) 」 (建設資材を搬入する場合) 及び「再生資源利用促進計画書 (実施書) 」 (建設副産物を搬出する場合) を施行計画に縦じらにて監督員に提出すること。
また、工事完了後には「再生資源利用計画書 (実施書) 」 (建設資材を搬入した場合) 及び「再生資源利用促進計画書 (実施書) 」 (建設副産物を搬出した場合) を作成し、監督員に提出すること。
なお、計画書 (実施書) の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。

本工事はに産業廃棄物税相当分が計上されないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までとの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表 (マニフェストの数量の集計) を超えて請求することはできない。

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事に含むものとする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機敏・仕上げ共、既設にない復旧すること。

総合評価方式の工事において技術支援、施工体制確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件 (以下「発注工事」という。) において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の割合を減点します。 また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。 なお、貴社が特定J V、経常J Vの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。

本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を竜山市内に本店 (建設業法において規定する主たる営業所を含む) を有する者の中から選定するよう努めること。

暴力団員等による不当介入 (三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号) を受けた場合の措置について
1) 受注者は暴力団員等 (三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号) による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。
2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間) については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2) 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。) 、事務手続残片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

竜山市建設工事請負契約書第58条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加え、その加入証券等を提示しなければならない。
① 保険の目的物 工事目的物及び工事材料 (支給材料を含む)
② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額

○ 部分引渡しあり ○ 部分使用あり
・ 指定部分 () ・ 時期 (令和 年 月 日)

埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。

○ 発掘調査の実施あり
○ 発見された場合、発掘調査の実施あり

● 不正軽油の使用の禁止

● 社会保険等未加入対策

● その他

● 現場での安全確保 (自主施工の原則)

● 電子メールの活用

● 電源周波数

● 容量等の表示

○ 配管

● 試験

● 地中埋設機等

○ 保温

● 塗装

● 既存躯体への穿孔

○ 非破壊検査

● 電線類

○ 天井仕上区分

○ 他工事との工事区分

● 吊り及び支持金物

● 施工調査

○ アンカー引抜試験

● 共通事項

1) 一般事項
市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両 (資機材等の搬入車両を含む。) 並びに建設機械等の燃料として、不正軽油 (地方税法第144条の32 (製造等の承認を受ける義務等) の規定に違反する燃料をいう。) を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

1) 使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2) 測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
測定に先立ち使用する測定機器の検査済証 (写し) 又は校正記録 (写し) を監督員に提示すること。

・ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
・ 設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

・ 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月」を適用する。
(三重県HP「三重県の公共情報」を参照)

● 60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径60 S u以下 ()
○呼び径75 S u以上 ()
(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。
○ (a) ○ (b) ○ (c)
(3) 消接部の非破壊検査 ○不要 ○要 (取次率○標準仕様書 (機械設備工事編) による ○ %)

既設配管を含む部分の試験 ● 要 (方法及び圧力: 水圧試験 0.75MPa) ○ 不要

(1) 地中埋設機 ● 要 (図示の箇所) ○ 不要
(2) 埋設表示用テープ ● 要 (排水管を除く) ○ 不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
○多湿箇所は下記による。
室名:
○共同溝内の保温種別は下記による。
ダクト:
○屋外露出部の (○機器類 ○配管類) には (○凍結防止ヒーター ○防凍保温) を行う。

● 塗装
● 既存躯体への穿孔
● 非破壊検査
● 電線類

○ 天井仕上区分
○ 他工事との工事区分

● 吊り及び支持金物

● 施工調査

○ アンカー引抜試験

● 共通事項

○ 発掘調査の実施あり
○ 発見された場合、発掘調査の実施あり

● 不正軽油の使用の禁止

● 社会保険等未加入対策

● その他

● 現場での安全確保 (自主施工の原則)

● 電子メールの活用

● 電源周波数

● 容量等の表示

○ 配管

● 試験

● 地中埋設機等

○ 保温

● 塗装

● 既存躯体への穿孔

○ 非破壊検査

● 電線類

○ 天井仕上区分

○ 他工事との工事区分

● 吊り及び支持金物

● 施工調査

○ アンカー引抜試験

● 共通事項

1) 一般事項
市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両 (資機材等の搬入車両を含む。) 並びに建設機械等の燃料として、不正軽油 (地方税法第144条の32 (製造等の承認を受ける義務等) の規定に違反する燃料をいう。) を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。
また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

適用除外でないにも関わらず、社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

1) 使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2) 測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。
測定に先立ち使用する測定機器の検査済証 (写し) 又は校正記録 (写し) を監督員に提示すること。

・ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
・ 設計図面に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

・ 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和元年7月」を適用する。
(三重県HP「三重県の公共情報」を参照)

● 60Hz

(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。

(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。
○呼び径60 S u以下 ()
○呼び径75 S u以上 ()
(2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図 (建築物導入部の変位吸収配管要領) による。
○ (a) ○ (b) ○ (c)
(3) 消接部の非破壊検査 ○不要 ○要 (取次率○標準仕様書 (機械設備工事編) による ○ %)

既設配管を含む部分の試験 ● 要 (方法及び圧力: 水圧試験 0.75MPa) ○ 不要

(1) 地中埋設機 ● 要 (図示の箇所) ○ 不要
(2) 埋設表示用テープ ● 要 (排水管を除く) ○ 不要

標準仕様書第2編によるほか次による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。
○多湿箇所は下記による。
室名:
○共同溝内の保温種別は下記による。
ダクト:
○屋外露出部の (○機器類 ○配管類) には (○凍結防止ヒーター ○防凍保温) を行う。

● 塗装
● 既存躯体への穿孔
● 非破壊検査
● 電線類

○ 天井仕上区分
○ 他工事との工事区分

● 吊り及び支持金物

● 施工調査

○ アンカー引抜試験

● 共通事項

○ 発掘調査の実施あり
○ 発見された場合、発掘調査の実施あり

● 不正軽油の使用の禁止

● 社会保険等未加入対策

● その他

● 現場での安全確保 (自主施工の原則)

● 電子メールの活用

● 電源周波数

● 容量等の表示

○ 配管

● 試験

● 地中埋設機等

○ 保温

● 塗装

● 既存躯体への穿孔

○ 非破壊検査

● 電線類

○ 天井仕上区分

○ 他工事との工事区分

● 吊り及び支持金物

● 施工調査

○ アンカー引抜試験

● 共通事項

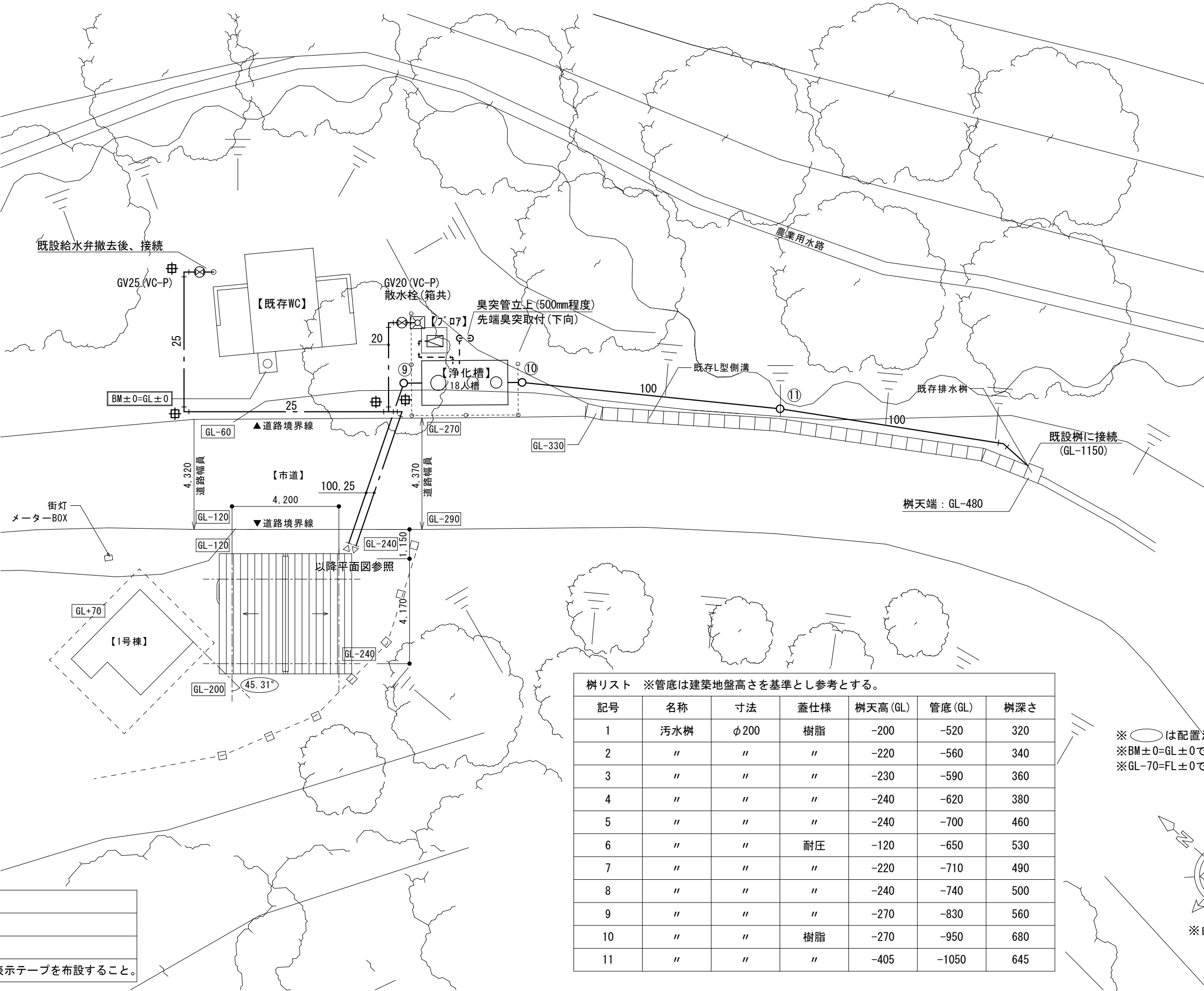
石水溪バンガロー施設トイレ改築工事

機械設備工事特記仕様書 1

S=N/S

一級建築士事務所 コバリ建築設計
一級建築士 小林由紀子 登録番号第342316号
三重県知事登録 第1-2362号

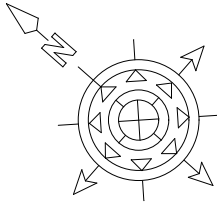
M01



地中埋設表示	
⊕	鉄ピン
⊞	コンクリート杭
※埋設給水管には埋設表示テープを布設すること。	

柵リスト ※管底は建築地盤高さを基準とし参考とする。						
記号	名称	寸法	蓋仕様	柵天高 (GL)	管底 (GL)	柵深さ
1	汚水柵	φ200	樹脂	-200	-520	320
2	〃	〃	〃	-220	-560	340
3	〃	〃	〃	-230	-590	360
4	〃	〃	〃	-240	-620	380
5	〃	〃	〃	-240	-700	460
6	〃	〃	耐圧	-120	-650	530
7	〃	〃	〃	-220	-710	490
8	〃	〃	〃	-240	-740	500
9	〃	〃	〃	-270	-830	560
10	〃	〃	樹脂	-270	-950	680
11	〃	〃	〃	-405	-1050	645

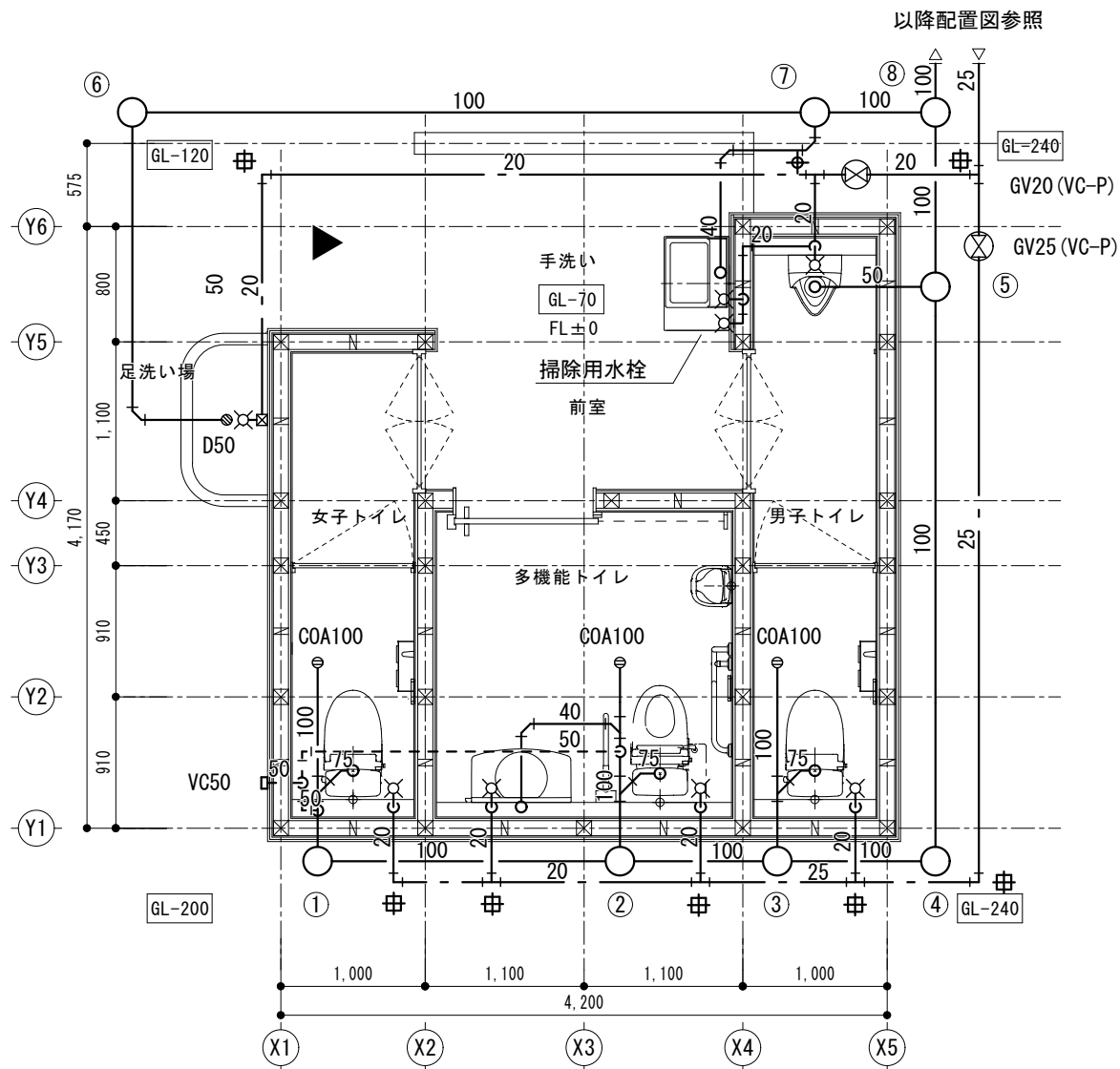
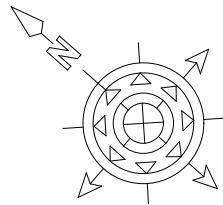
※○は配置決定寸法を表す。
※BM±0=GL±0である。
※GL-70=FL±0である。



※白図による

衛生器具表									
名称	仕様・参考型番		女子 トイレ	男子 トイレ	多 機 能 ト イ レ	手 洗 い	足 洗 い	浄 化 槽 廻 り	合 計
	L I X I L	T O T O							
洋風便器	BC-P20SU, DT-PA250UCH/BW1, CW-PA21LQF-NE-R1	CS597BMS, SH596BAYR, TCF5871AC	1	1					2
I型手すり	NKF-510(600)/WA 固定金具	TS134GY6S 固定金具	1	1					2
洋風便器（車いす対応）	BC-220SK/BW1, DT-K250ML/BW1, CW-PC12-NECK-UR/BW1	CS20AB, SH30BA, TCF5841P, TCA348			1				1
L型手すり	KF-923AE70J/WA 固定金具	T112CL10 固定金具			1				1
跳ね上げ手すり	KF-471EH70JU/WA 固定金具	T112HK7R 固定金具			1				1
棚付二連紙巻器	CF-63HST	YH701	1	1	1				3
自動洗浄小便器	U-A31AP	UFS910JS		1					1
カウンター一体洗面器	L-275AN, AM-311CV1, LF-105PA	L270C, TLE33SB3A, TLDP2201JA			1				1
防錆化粧鏡	KF-4510A	YM4510F			1	1			2
ベビーキープ	AC-BK-F62	YKA15S			1				1
壁掛洗面器	YL-A557LTC, LF-P03B(フッシュセルフストップ), 壁給水, ストラップ	MLRB32BAL, TL19AR(フッシュセルフストップ), 壁給水, ストラップ				1			1
横水栓（キー付）	LF-7RG-13	T200SCNR13				1			1
横水栓（泡沫）	LF-P02(フッシュセルフストップ) SUS水栓柱(H700)	TL19(フッシュセルフストップ) SUS水栓柱(H700)					1		1
散水栓（カップリング キー付）	LF-33G-13CV 箱共(B-3)	T28AKUH13 箱共(B-3)						1	1

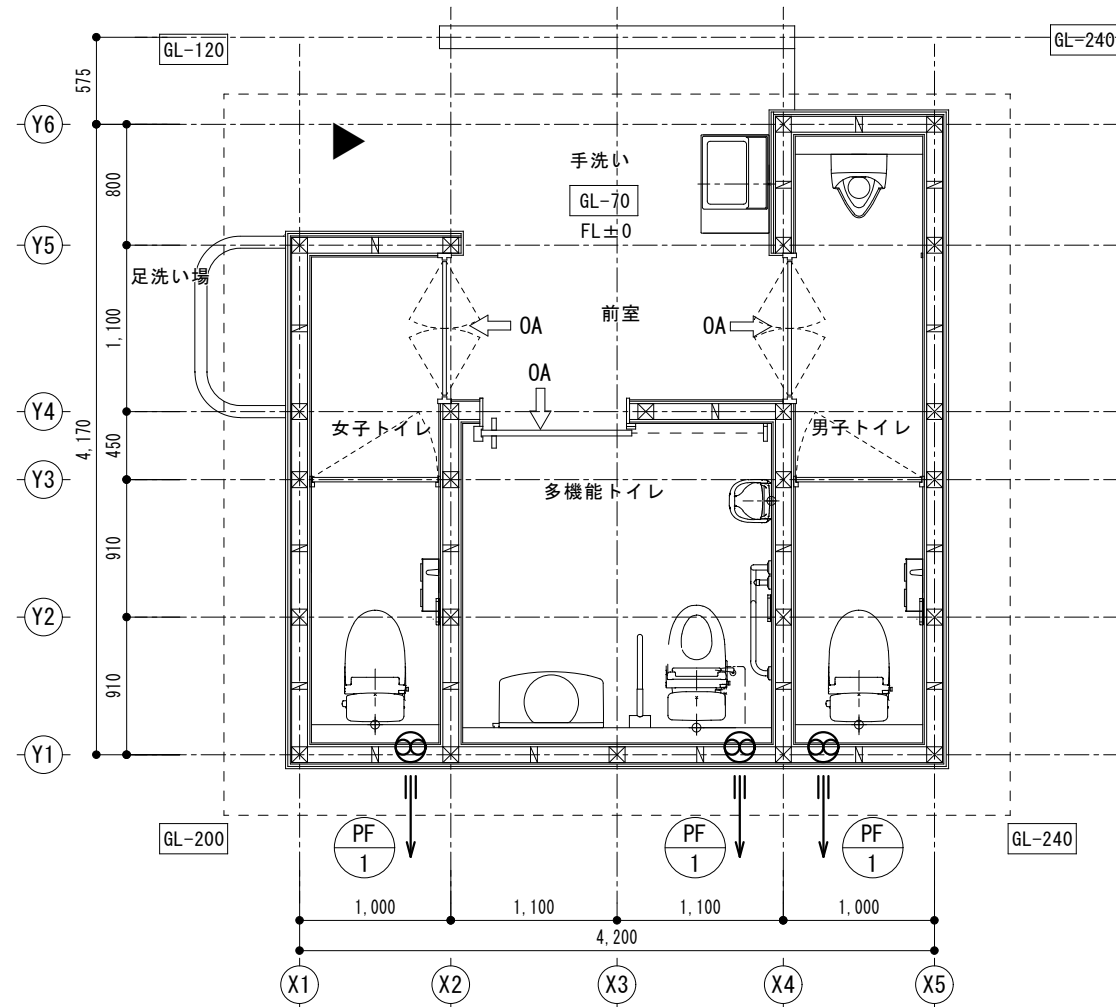
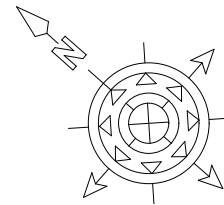
換気機器仕様								
記号	形式	風量 CMH	機外静圧 Pa	電源	消費電力 kw	付属品	参考型番	数量
PF-1	パイプファンφ200 (電気式シャッター, 電源プラグ)	180	10	単相100V	0.013	パイプフードφ200(SUS製, ガラリ)	V-20PXS5 (三菱)	3
特記事項 1、消費電力は参考値とする。 2、別途換気機器に付帯するダクト、フード等においても本工事にて設置する。								

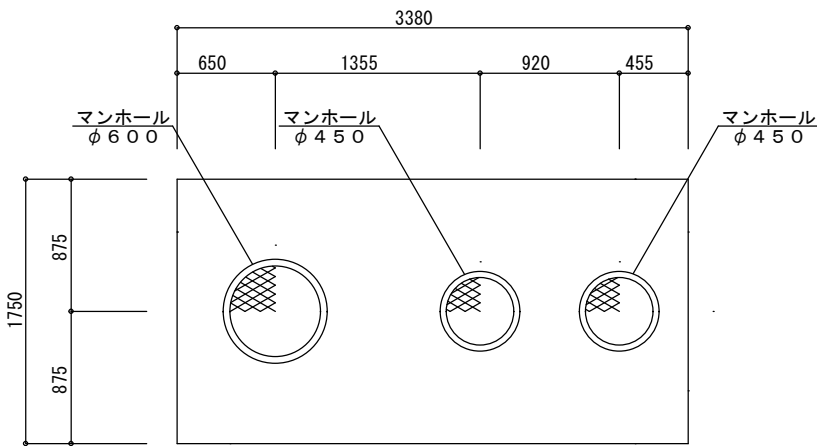


地中埋設表示

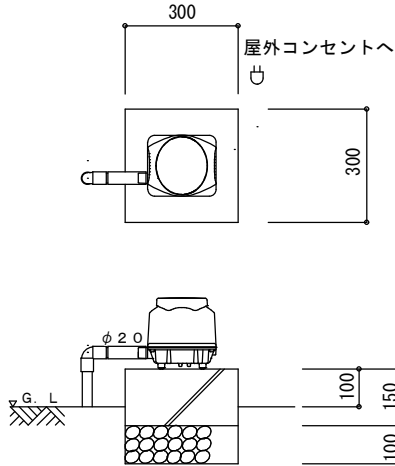
⦿	鉄ピン
⦿	コンクリート杭

※埋設給水管には埋設表示テープを布設すること。





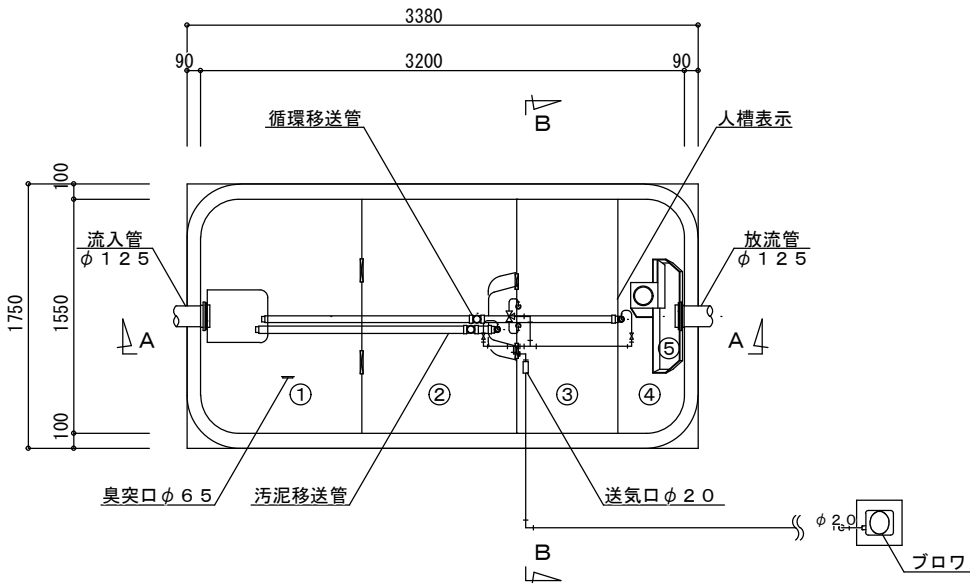
スラブ平面図 S = 1 : 5 0



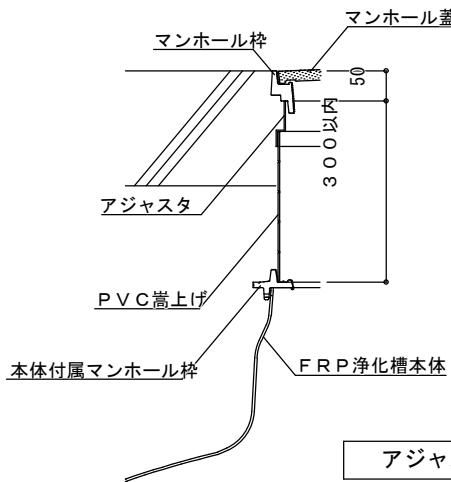
※基礎寸法は参考値とする

プロワ基礎参考図 S = 1 : 2 0

地下水位がG L－1 0 0 0mmより高い場合は、浮上防止金具の取付が必要となります。 ※浮上防止金具付の標準図にて施工をお願いします。



内部平面図 S = 1 : 5 0

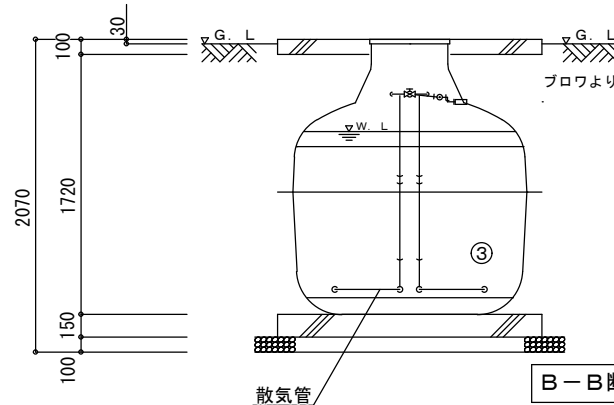


アジャスタ取り付け図

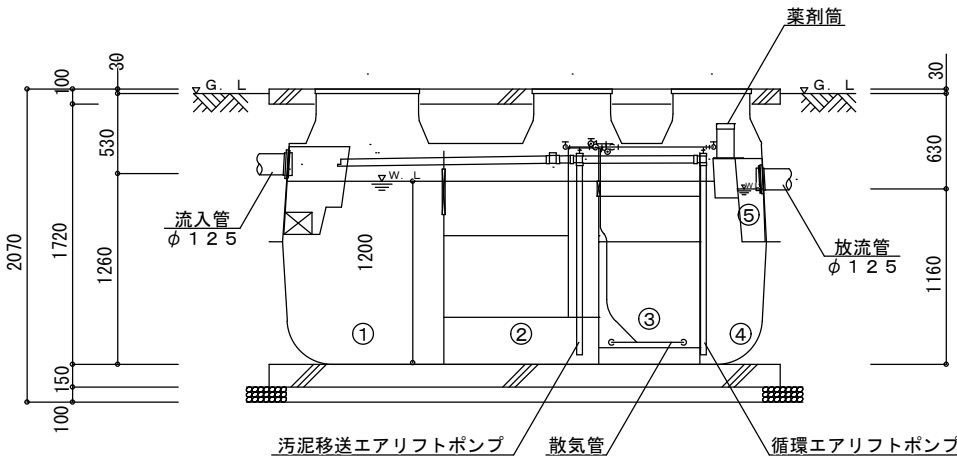
注1) 丸形FRPマンホール（ボルトロック式）を採用する場合
アジャスターを介して蓋枠をセットしてください。

注2) アジャスタを採用する場合最低嵩上げは100mmとなります。

注3) アジャスタとPVC嵩上げを含めて300mm以内としてください。



B－B断面図 S = 1 : 5 0



A－A断面図 S = 1 : 5 0

仕 様 表						
設計番号						
処理方式		接触ろ床方式				
型式名称		フジクリーン CV－18 型		※吊上目安重量：330kg		
処理対象人員		18人				
汚水量		3.60m3／d				
流入水質		BOD200mg／L	COD100mg／L	T-N 45mg／L	SS 160mg／L	
放流水質		BOD 20mg／L	COD 30mg／L	T-N 20mg／L	SS 15mg／L	
①	沈殿分離槽		有効容量	1.723 m3		
②	嫌気ろ床槽		有効容量	1.718 m3		
③	接触ろ床槽		有効容量	1.139 m3		
④	処理水槽		有効容量	0.614 m3		
⑤	消毒槽		有効容量	0.053 m3		
総容量			有効容量	5.247 m3		
機 器 装 置 仕 様						
ブロウ	吐出量		口 径	消費電力	運転方式	台数
	120L／min		φ20	86W	連続運転	1
槽本体		FRP				
パイプ類		PVC、PPまたはPE				
ろ材		PPまたはPE				
マンホール		PPまたはFRP（500K）				
消毒剤		固形塩素剤				

配管仕様	露出配管（プロワ廻り）	VP
	土中配管	φ40以下～VP・φ50以上～VU
	槽内配管	メーカー仕様

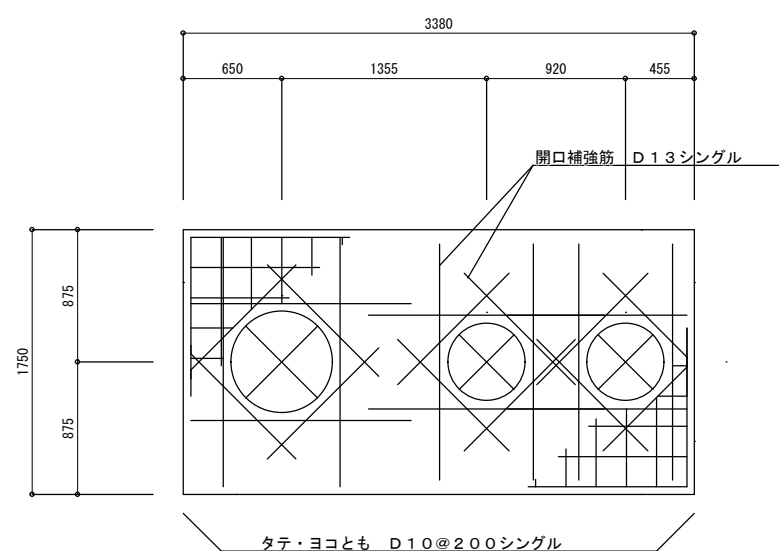
- 注1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注2) 機器電源は単相100V、総電力は86W、
一次側引込電気容量は15A以上とする。
- 注3) 図中の”G. L.”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注4) 浄化槽からプロワまでの距離は10m以内とする。
- 注5) 流入管・放流管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注6) 臭突管工事は別途とする。又接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注7) プロワ付近にコンセント×1を設置のこと。設置は浄化槽工事範囲外とする。
- 注8) 地耐力は40KN/m²以上必要とする。（実際の工事業者が確認後施工の事）
- 注9) 岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は別途とする。

施工高さ範囲					
MH	項 目	嵩上げ高さ	流入管底	放流管底	施工全高
簡易 ロック	最小寸法（この図面）	0H	G. L－400	G. L－500	1940H
	最小寸法（嵩上）	50H	G. L－460	G. L－560	2000H
	最大寸法	300H	G. L－710	G. L－810	2250H
ボルト ロック	最小寸法	100H	G. L－530	G. L－630	2070H
	最大寸法	300H	G. L－730	G. L－830	2270H

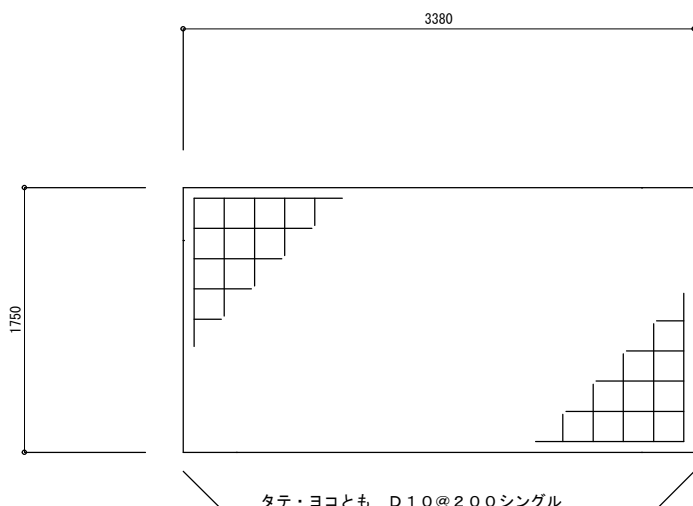
注) 製品全高は、製品規格で＋10mm、－20mmの公差があります。
流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

※参考図 フジクリーン 同等品とする。

名 称	CV－18（歩行者荷重）
	構 造 図



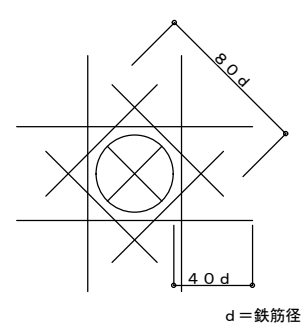
スラブ配筋図 S=1:50



ベース配筋図 S=1:50

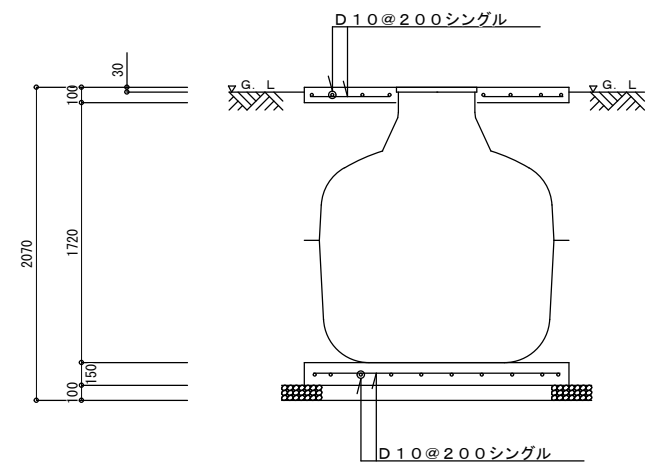
一 般 事 項	
コンクリート	F c = 2 1 N / m m 2
鉄 筋	S D 2 9 5 A
鉄筋かぶり	スラブ 4 0
	ベース 6 0
定着及継手	4 0 d
地 業	砕石又は R C 4 0 ~ 0

- 注 1) 上部は歩行者荷重とする。
- 注 2) 図中の” G. L ” は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注 3) 地耐力は 4 0 K N / m 2 以上必要とする。
- (実際の工事業者が確認後施工の事)



開口補強筋詳細図

(ダイヤモンド補強：D13 シングル)



断面配筋図 S=1:50

地下水位が G L - 1 0 0 0 m m より高い場合は、浮上防止金具の取付が必要となります。 ※浮上防止金具付の標準図にて施工をお願いします。

施工高さ範囲					
MH	項 目	嵩上げ高さ	流入管底	放流管底	施工全高
簡易 ロック	最小寸法 (この図面)	0 H	G. L - 4 0 0	G. L - 5 0 0	1 9 4 0 H
	最小寸法 (嵩上)	5 0 H	G. L - 4 6 0	G. L - 5 6 0	2 0 0 0 H
	最大寸法	3 0 0 H	G. L - 7 1 0	G. L - 8 1 0	2 2 5 0 H
ボルト ロック	最小寸法	1 0 0 H	G. L - 5 3 0	G. L - 6 3 0	2 0 7 0 H
	最大寸法	3 0 0 H	G. L - 7 3 0	G. L - 8 3 0	2 2 7 0 H

- 注) 製品全高は、製品規格で + 1 0 m m 、 - 2 0 m m の公差があります。
- 流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し ± 1 0 m m の公差があります。

※参考図 フジクリーン 同等品とする。

名 称	C V - 1 8 (歩行者荷重)
	配 筋 図